原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「被爆者援護法」という。)に在外被爆者に対する援護等の措置について定める章(第三章の二)を設けるものとし、当該章において、被爆者援護法の規定は在外被爆者等に適用があることを明らかにし、国外から被爆者援護法に基づく被爆者健康手帳の申請、医療費及び一般疾病医療費の申請、各種手当の申請等を行うこと並びに在外被爆者の死亡に係る葬祭料の申請を行うことができるように必要な規定の読替えについて定めるとともに、あわせて、厚生労働大臣による在外被爆者に対する健康診断の実施、国による在外被爆者の保健、医療及び福祉に関する事業の実施等について定めるものとすること。

第二 改正の内容

- 一 在外被爆者等に対する被爆者援護法の適用
 - 1 被爆者援護法第一条各号に掲げる者であって日本国内に居住地及び現在地を有しないものに対する 援護等の措置については、被爆者援護法第三章の二の定めるところによるものとすること。

(被爆者援護法第三十九条の二第一項関係)

2 被爆者援護法の規定は、被爆者援護法第三章第二節(健康管理)及び第五節(福祉事業)の規定を除き、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者であって日本国内に居住地及び現在地を有しないもの(二1及び二6 において「在外手帳交付希望者」という。)、被爆者であって日本国内に居住地及び現在地を有しないもの(以下「在外被爆者」という。)並びに在外被爆者が死亡したときにその葬祭を行う者に適用があるものとすること。 (被爆者援護法第三十九条の二第二項関係)

二 在外被爆者に対する援護等

1 在外手帳交付希望者に対する被爆者健康手帳の交付

在外手帳交付希望者に対する被爆者健康手帳の交付に関する事務は厚生労働大臣が行うこととし、 在外手帳交付希望者に対する被爆者援護法第二条(被爆者健康手帳)の規定の適用について必要な読 替えを行うものとすること。 (被爆者援護法第三十九条の三関係)

- 2 在外被爆者に対する健康診断及び健康診断費の支給
 - (1) 厚生労働大臣は、在外被爆者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、健康診断を行うよう

に努めなければならないものとするとともに、当該健康診断を行った場合には、健康診断に関する 記録の作成・保存及び必要な指導を行うものとすること。 (被爆者援護法第三十九条の四関係)

- (2) 厚生労働大臣は、在外被爆者が(1)の健康診断を受けることができない場合として厚生労働省令で 定める場合であって、当該在外被爆者が外国において(1)の健康診断以外の健康診断を受けた場合に おいて、必要があると認めるときは、その者に対し、政令で定めるところにより、健康診断費を支 給することができるものとすること。 (被爆者援護法第三十九条の五関係)
- 3 在外被爆者に対する原爆症の認定

原爆症の認定の申請に当たって添付すべき医師の意見書について、在外被爆者は、厚生労働省令で 定める外国において医師に相当する資格を有する者の意見書を用いることができることとし、在外被 爆者に対する被爆者援護法第十一条(認定)の規定の適用について必要な読替えを行うものとすること。 (被爆者援護法第三十九条の六関係)

- 4 在外被爆者に対する医療費及び一般疾病医療費の支給
 - (1) 厚生労働大臣は、在外被爆者が外国の医療機関等から被爆者援護法第十条第二項各号に掲げる医

療を受けた場合において必要があると認めるとき、及び在外被爆者が厚生労働大臣の定める基準により指定医療機関に相当するものと認められる外国の医療機関等から同項各号に掲げる医療を受けた場合において当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときは、当該在外被爆者に対し、医療費を支給することができることとし、在外被爆者に対する被爆者援護法第十七条(医療費の支給)の規定の適用について必要な読替えを行うものとすること。

(被爆者援護法第三十九条の七第一項関係)

(2) 厚生労働大臣は、在外被爆者が、一般疾病につき、厚生労働大臣の定める基準により当該一般疾病につき必要な医療を行うことができるものと認められる外国の医療機関等から医療を受けたときは、当該在外被爆者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができることとし、在外被爆者に対する被爆者援護法第十八条(一般疾病医療費の支給)の規定の適用について必要な読替えを行うものとすること。

(被爆者援護法第三十九条の七第二項関係)

5 在外被爆者に対する各種手当の支給及び在外被爆者の死亡に係る葬祭料の支給

- (1) 在外被爆者に対する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び介護手当の支給に関する事務は厚生労働大臣が行うこととするとともに、各種手当の支給に係る認定の申請等に当たって添付すべき厚生労働省令で定める医師又は歯科医師の診断書について、在外被爆者は、厚生労働省令で定める外国において医師又は歯科医師に相当する資格を有する者の診断書に相当する書類を用いることができることとし、在外被爆者に対する被爆者援護法第二十四条から第二十八条まで(医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支給)、第三十条(届出)及び第三十一条(介護手当の支給)の規定の適用について必要な読替えを行うものとすること。 (被爆者援護法第三十九条の八第一項関係)
- (2) 在外被爆者の死亡に係る葬祭料の支給に関する事務は厚生労働大臣が行うこととするとともに、 葬祭料の支給の申請に当たって添付すべき死亡診断書又は死体検案書について、在外被爆者が死亡 したときにその葬祭を行う者は、厚生労働省令で定める外国において医師若しくは歯科医師に相当 する資格を有する者の死亡診断書に相当する書類又は厚生労働省令で定める外国において医師に相 当する資格を有する者の死体検案書に相当する書類を用いることができることとし、在外被爆者が

死亡したときにその葬祭を行う者に対する被爆者援護法第三十二条(葬祭料の支給)の規定の適用 について必要な読替えを行うものとすること。 (被爆者援護法第三十九条の八第二項関係)

6 在外被爆者等が行う各種申請に関する支援事業

国は、外国に医師その他の者を派遣して、次に掲げる申請が適正かつ円滑に行われるようにするために必要な便宜を供与する事業を行うものとすること。

在外手帳交付希望者が行う被爆者健康手帳の交付の申請

在外被爆者が行う健康診断費の支給の申請

在外被爆者が行う原爆症の認定の申請

在外被爆者が行う医療費の支給の申請

在外被爆者が行う一般疾病医療費の支給の申請

在外被爆者が行う医療特別手当の支給に係る認定の申請

在外被爆者が行う特別手当の支給に係る認定の申請

在外被爆者が行う原子爆弾小頭症手当の支給に係る認定の申請

在外被爆者が行う健康管理手当の支給に係る認定の申請

在外被爆者が行う保健手当の支給に係る認定の申請

在外被爆者が行う介護手当の支給の申請

在外被爆者が死亡したときにその葬祭を行う者であって日本国内に居住地及び現在地を有しないものが行う葬祭料の支給の申請

(被爆者援護法第三十九条の九関係)

- 7 在外被爆者についての保健、医療及び福祉に関する事業
 - (1) 国は、在外被爆者について、その居住地における保健、医療及び福祉に関し、次に掲げる事業を行うものとすること。

在外被爆者の心身の健康に関する相談、在外被爆者の居宅における日常生活に関する相談その 他在外被爆者の援護に関する相談に応ずる事業

居宅における日常生活に関する支援及び施設への入所による養護を必要とする在外被爆者に対し、必要な援助及び協力を行う事業

在外被爆者に対する保健、医療及び福祉に関する情報の提供を行う事業

在外被爆者の保健、医療及び福祉に関する人材の養成及び施設の整備について必要な援助及び 協力を行う事業

から までに掲げる事業のほか、在外被爆者がその居住地において保健、医療及び福祉に関する支援を受けることができるようにするための事業

(2) 国は、日本国内において医療を受けることが特に必要であると認められる在外被爆者に対し、本邦への旅行に要する費用を支給する事業を行うものとすること。

(被爆者援護法第三十九条の十関係)

8 在外被爆者に対する健康診断等を円滑に行うための環境の整備

国は、2(1)の健康診断及びこれに係る指導並びに6及び7の事業が円滑に行われるようにするため、 外国に医師その他の者を派遣する場合において当該派遣に関し相手国の理解と協力を得ることができ るようにする等必要な環境の整備に努めるものとすること。(被爆者援護法第三十九条の十一関係)

三 在外被爆者に対する援護等に要する費用の支弁及び負担

被爆者援護法第五十一条の規定に基づく命令の規定により都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市 長が行うこととされた場合における在外被爆者に対する各種手当及び在外被爆者の死亡に係る葬祭料等 の支給に要する費用並びに在外被爆者等に係る事務の処理に要する費用は、当該都道府県又は広島市若 しくは長崎市が支弁するものとし、当該費用を国が交付するものとすること。

(被爆者援護法第四十二条及び第四十三条関係)

- 四 在外被爆者に対する健康診断等の実施の事務に従事した者に係る罰則
 - 二 2 (1)の健康診断、これに係る指導又は二 6 若しくは二 7 (1) の事業の実施の事務に従事した者が、 その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らした場合における罰則を設け、あわせて、 日本国外において当該罪を犯した者にも適用するものとすること。 (被爆者援護法第五十三条関係)
- 五 二2(在外被爆者に対する健康診断及び健康診断費の支給)の特例

原子爆弾が投下された際被爆者援護法第一条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に 在った者又はその当時その者の胎児であった者であって健康診断受診者証の交付を受けたもの(日本国 内に居住地及び現在地を有しないものに限る。)は、当分の間、二2(在外被爆者に対する健康診断及 び健康診断費の支給)の適用については、在外被爆者とみなすものとするほか、健康診断受診者証の交付の申請についての規定を整備するものとすること。 (被爆者援護法附則第十七条関係)

六 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。 (附則第一条関係)

二 経過措置

この法律による改正後の被爆者援護法による在外被爆者に係る医療費及び一般疾病医療費の支給に係る規定は、この法律の施行の日以後に在外被爆者が受ける医療について適用するものとするほか、必要な経過措置について定めるものとすること。 (附則第二条関係)

三 関係法律の改正

関係法律について所要の規定の整備を行うものとすること。 (附則第三条から第五条まで関係)